

## 東京都サービス付き高齢者向け住宅補助に係る品川区の基準

制定 令和3年2月26日 福祉部長決定

### 1 目的

この基準は、品川区内において、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定されるサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）を整備しようとする事業者が、国および東京都またはそのいずれか一方の補助を受けるに当たり、品川区が事業者を求める基準について定めることを目的とする。

### 2 品川区の基準

- (1) 管理開始時の入居者が品川区内に引き続き2年以上居住している（住民基本台帳法に基づく住民登録を継続して2年以上有している）60歳以上の区民であること。ただし、管理開始後3カ月を経過しても空室がある場合は、この限りではない。
- (2) 1棟あたりの戸数が5戸以上であること。
- (3) サ高住を整備しようとする事業者は、事前に地域住民へ十分な説明を行い、将来にわたって地域住民と良好な関係を維持するように努めなければならない。
- (4) 品川区の高齢者福祉施策に基づく実態把握や事業の実施および運営状況等の説明または書類提出へ協力をすること。
- (5) 介護保険サービスの利用を希望する入居者に対し、特定の事業者（併設事業者や関連事業者など）が提供するサービスの利用を誘導せず、ケアマネジャーおよび介護保険サービス事業所の選択の自由があることについて、文書を用いるなど、分かりやすく説明すること。